

---

# 地域脱炭素化促進区域の設定に係る 配慮基準案について

---

令和5年（2023年）8月28日（月）

令和5年度 第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会



# 1 地域脱炭素化促進事業制度（振り返り）

## 制度の趣旨

「地域脱炭素化促進事業」に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図り、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら地域と共生する再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）事業の導入を促進**する制度。

本制度は、「地域脱炭素化促進事業」として行わない再エネ事業には及びません。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

## 都道府県基準

都道府県基準は、促進区域設定に係る**環境省令で定める基準に上乘せ・横出しして、地域の実情（自然的社会的条件）に応じた環境の保全への適正な配慮を求める**ための基準。

（都道府県基準は、認可を不要にしたり、許認可などの基準を緩和するものではありません）

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

## 〔市町村が設定する促進区域〕

- ✓ 地域の再エネのポテンシャルを最大限活用するような、意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向けて国及び都道府県が定めた基準に従って設定
- ✓ **環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定**
- ✓ **地域の合意形成を図り、再エネ導入の適地を設定**
- ✓ 環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定

（環境省\_地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）2022年6月より引用）

## 2 都道府県基準の構成（振り返り）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」。）で示されている都道府県の基準の構成は次のとおり。

- ① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域**（以下「除外区域」。）  
（規則第五条の四第2項第一号）

※ 除外区域に設定された区域は、市町村の促進区域に設定することができません

- ② 考慮対象事項**（規則第五条の四第2項第二号）

※ 考慮対象区域・事項に設定された区域・事項は、支障を回避するための適切な措置を講じられる場合などに、市町村の促進区域に設定することができます（措置できなければ設定できません）

事項等	
ア	施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ	考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ	考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ	収集すべき情報の収集方法

- ③ 特例事項**（規則第五条の四第3項）

- ④ 適用除外**（規則第五条の四第5項）

# 基本的な考え方について

### 3 基本的な考え方（委員意見）（1）

「基本的な考え方」（前回取りまとめ案）に対する委員のご意見は、次のとおり。

#### I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

##### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系

基本的な考え方 I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全のうち、視点・ポイントの「国際的に保護とされている保全地域の…」の原案では、過去の審議会でも過去に指摘したように、「**国際的に保護されるべきとされている**」とするべき。なぜなら、以下の理由で事務局の見解（「保護すべき」とすると現に保護されていないものも含まれ、対象が曖昧になる懸念があるため、「国際的に保護とされている」にしてはいかがか。」第1回親会資料103ページより）は妥当しない。1）原案では日本語の意味が通じない。2）「国際的に保護されるべきとされている」ものといのは、「現在保護されている」ものも含む。基本方針は一般的な方針を示すものなので、広くとるのが通常。3）そもそも「現在保護されている」ということの意味が不明である。

（児矢野委員）

児矢野委員も指摘されていますが、1番目の「国際的に保護とされている保全地域」は文章として違和感があります。「国際的に保護すべき保全地域」か、「**国際的に保護すべきとされる保全地域**」ではないでしょうか。

（武野委員）

[ 取りまとめ案 ]  
国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系

[ 修正案 ]  
**保護を目的として国際的に指定されている保全地域の自然環境・生態系**

[ 理由 ]  
適切で明確な日本語にすべき。

（吉中委員）

### 3 基本的な考え方（委員意見）（2）

「基本的な考え方」（前回取りまとめ案）に対する委員のご意見は、次のとおり。

#### I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

##### 〔道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント〕

👉 文化的に維持してきた自然景観・資源

「恵をもたらす豊かな自然環境を保全」のうち、「文化的に維持してきた自然景観・資源」について、前回の審議会でも多くの委員が指摘したように、アイヌ民族を明示し、具体的には「**地域社会及びアイヌ民族により文化的に重要と考えられてきた自然及び文化的な景観・資源**」とするべきである。

その理由は、以下の通り。(i) 北海道に居住するアイヌ民族の文化の尊重については、アイヌ施策推進法という法律上の明文根拠がある（アイヌ施策推進法では、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」としてアイヌ民族を位置づけ、そのようなアイヌの文化を尊重するべきと明記しており、アイヌ民族、とりわけ北海道のアイヌ民族の文化は一般の地域社会の文化の中に還元され尽くされないことは法律も認めている）。

ゆえに、北海道の自治体は施策や措置の実施においてこの点に十分配慮するべきことは法律上の要請であり、この点を基本方針に明記することは正当かつ合理的である。

(ii) 国際的にも、生物多様性条約の関連議定書の関連規定では「地域社会及び先住民族の伝統地域」というように、両者を区別して並列して記載している。(iii) アイヌ民族の文化の尊重は、今や北海道の政策全体を通底する立場といえるだろう。基本方針としての明記は、そのことの確認である。(iv) これは基本方針であり、具体的な基準を示すものではないので、前回審議会で表明された事務局の懸念は妥当しない。

(児矢野委員)

「文化的に維持してきた」の省略された主語は、「道民が」のはずです。

その道民の多くが自覚なく先住民の文化的遺構や景観・資源を損ねてきたのは事実であり、史跡指定まではされていない祭祀の場などは存在していると思われます。

「地元で承知しているそのような場合は避けましょうね」という主旨を明確にする意味で、「**アイヌの人々をはじめ先人たちが文化的に維持してきた**」といった表現を追記してはいかがでしょう。

(武野委員)

### 3 基本的な考え方（委員意見）（3）

「基本的な考え方」（前回取りまとめ案）に対する委員のご意見は、次のとおり。

#### Ⅲ 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全

##### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- ☞ 第一次産業の健全な発展との調和
- ☞ 景観などの観光資源

基本的な考え方Ⅲとその視点・ポイントを、「Ⅲ 北海道の基幹…第一次産業、観光業などが有する重要機能を支える環境の保全」及び「第一次産業の健全な発展を支える環境の保全」「観光を支える環境の保全」とするべきである。なぜなら、既に小職が指摘したように、「第一次産業などが有する重要機能の保全」は、改正温対法に基づく都道府県基準案の設定趣旨に適合しない。第一産業や観光業それ自体の保護は改正温対法の目的ではないからである。あくまでも、第一次産業などが有する重要機能を維持することとの関連における環境の保全、というのが改正温対法の趣旨に適合する。

（児矢野委員）

委員意見を踏まえた「基本的な考え方」（今回取りまとめ案）は、次のとおり。（前回取りまとめ案の修正箇所を朱書き。）

## I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- ☞ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ☞ 国際的に保護すべきとされる保全地域の自然環境・生態系
- ☞ 触れ合いの場としての自然
- ☞ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ☞ 地域社会（アイヌの人たちも含む）にとって重要と考えられる自然及び文化的な景観・資源

## II 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- ☞ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

## III 北海道の基幹産業である第一次産業、観光業などが有する重要機能を支える環境の保全

### [ 道基準案の検討を進めていく上での視点・ポイント ]

- ☞ 第一次産業の健全な発展を支える環境の保全
- ☞ 観光を支える環境の保全

今回取りまとめ案に対してご審議をお願いいたします。